

DBの積立基準について (パブリックコメント)

※ 2018年4月23日付の年金NEWSの内容（第20回企業年金部会の内容）に、
今般パブリックコメント手続きに付された旨を追記しています。

2018年4月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

ホームページアドレス <http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

◇2018. 4. 24 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201804-170-0067-D)

1. DBの積立基準のあり方に関する論点

- DBの積立基準については、継続基準と非継続基準の2つの積立基準による財政運営を行っているところですが、企業年金連合会から見直しの要望が出されておりました。今回は、このうち、非継続基準に抵触した場合の特例掛金の設定方法における積立比率方式の見直しが検討されています。
- 第20回社会保障審議会企業年金部会での議論を経て、改正案は4月23日にパブリックコメント手続き(5月23日まで意見募集)に付されており、公布の日から施行としつつ、2019年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算において拠出する場合の特例掛金の設定は、現行どおりとすることが可能とされています。

DBの積立基準（継続基準と非継続基準）

- ✓ 継続基準と非継続基準の2つの積立基準による財政運営を行っているところだが、両者の異なる性格に鑑みて、引き続き併用することが適当。

現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率

- ✓ 「30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること」「この基準で定められた率に0.8～1.2を乗じることも可能としていること」により、一時的な変動を緩和・除去する措置を講じている。
- ✓ 最低積立基準額は、制度終了時点の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものである。
- ✓ 上記より、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではない。

非継続基準に抵触した場合における積立比率方式

- ✓ 翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとする、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足を一括拠出することとなるが、これは翌事業年度から特例掛金を拠出する場合との均衡を欠いていると考えられる。
- ✓ P3【現行】からP4【改正案】のとおり改正することとしてはどうか。

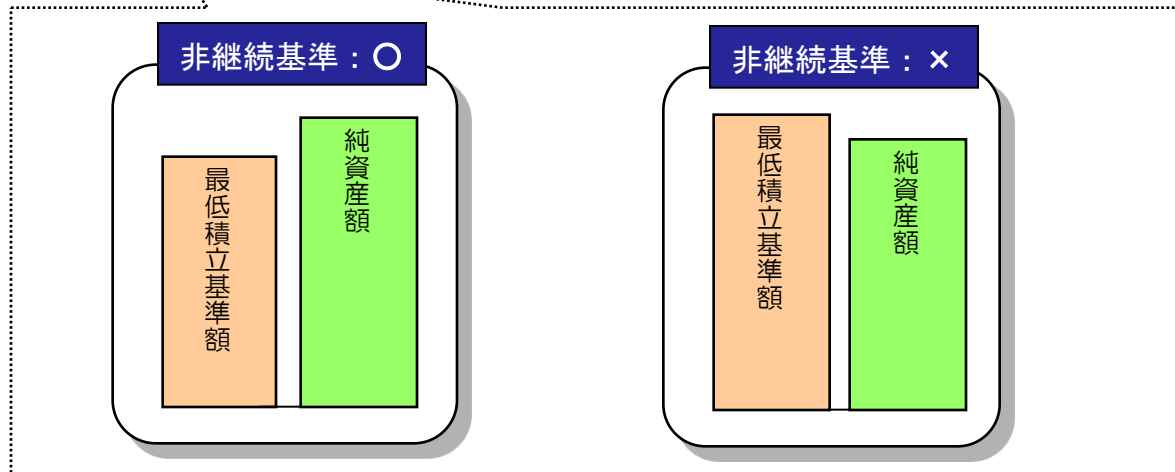
<ご参考：非継続基準の財政検証>

■非継続基準の財政検証

<非継続基準の判定方法>

積立比率＝純資産額÷最低積立基準額が1.00以上
(つまり純資産額が最低積立基準額以上)

かどうか



■非継続基準に抵触した場合の対応

下記のいずれかの方法により、掛金引上げの要否を検証

- ① 積立水準に応じた掛金の設定
- ② 回復計画の策定（当分の間（経過措置期間））

改正案提示

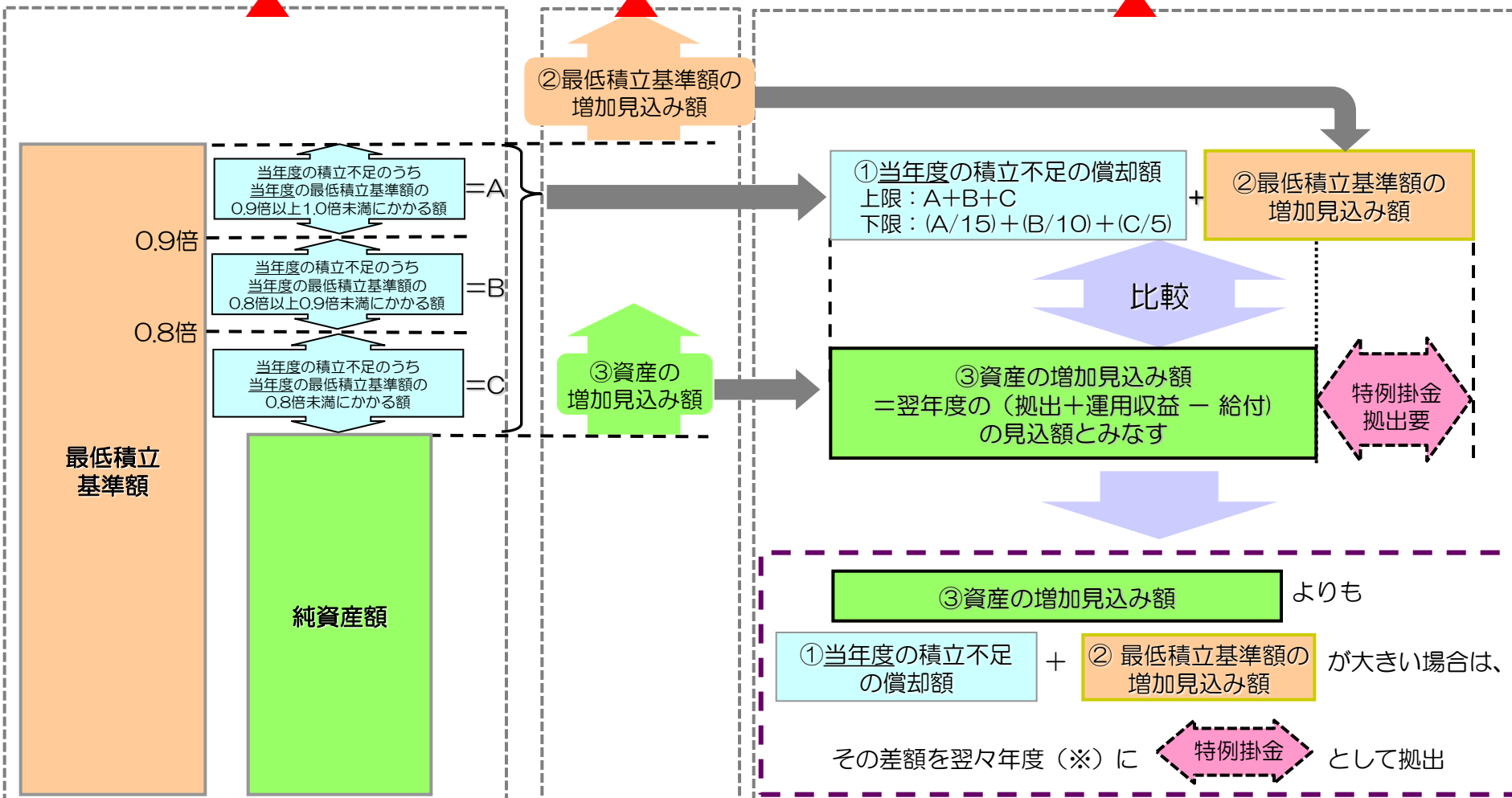
2-1. 積立比率方式 【現行】

○翌々年度から特例掛金を拠出しようとする、翌年度に増加が見込まれる積立不足(翌年度の最低積立基準額の増加見込み額から翌年度の資産の増加見込み額を控除した額)を一括拠出することとなっています。

当年度

翌年度

翌々年度



(※) 翌々年度の拠出に代えて翌年度に拠出することも可能です。翌年度に拠出する場合の特例掛金額は①の額となります。

弊社では翌々年度の拠出を標準的な取扱いとしてご案内しております。

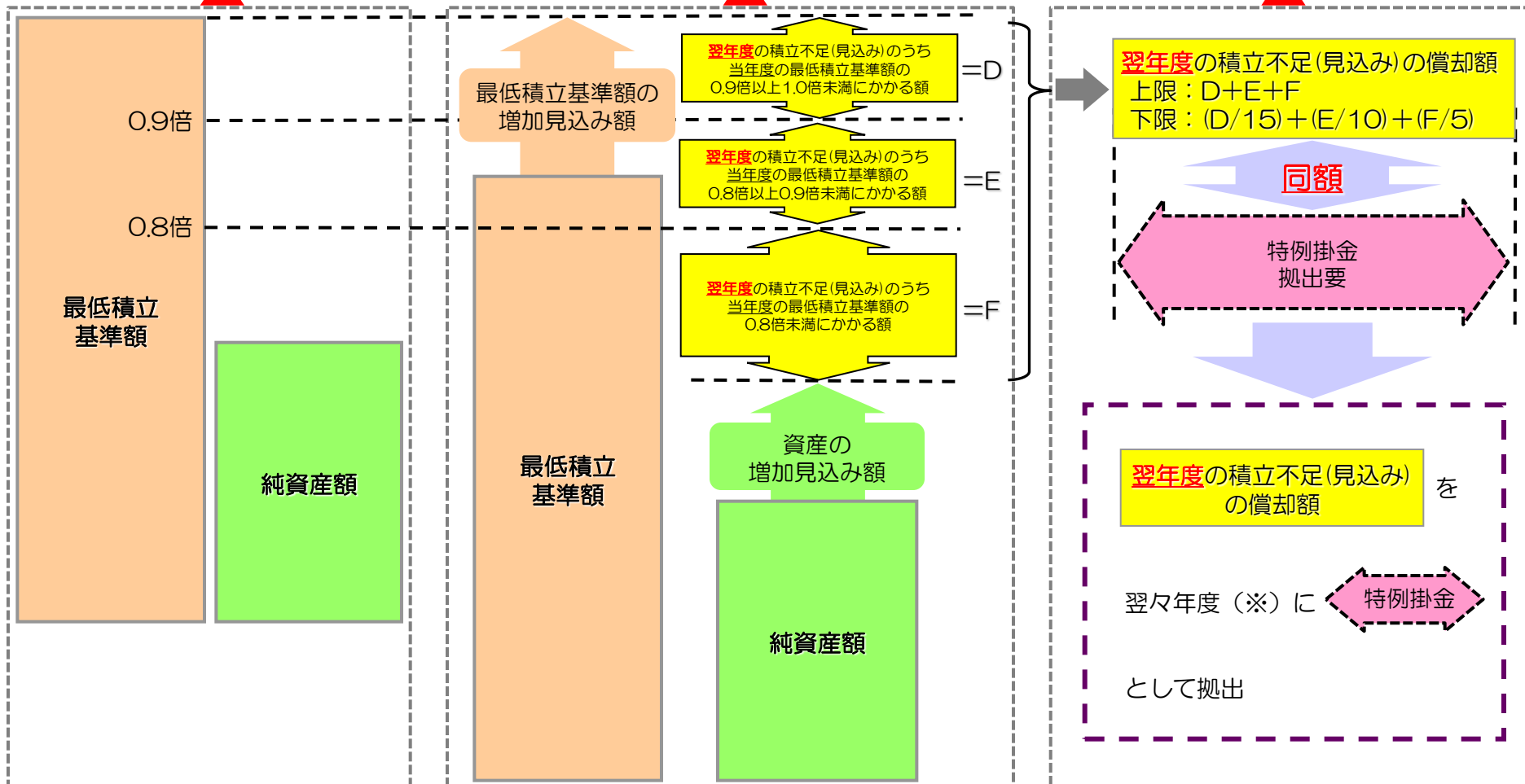
2-2. 積立比率方式 **【改正案】**

○改正案では、翌年度に増加が見込まれる積立不足を、当年度の積立不足と同等に取扱うこととされています。

当年度

翌年度

翌々年度



(※) 翌々年度の拠出に代えて翌年度に拠出することも可能です。翌年度に拠出する場合の特例掛金額は現行(P3)と同様となります。弊社では翌々年度の拠出を標準的な取扱いとしてご案内しております。